パートナーシップ宣誓書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

私たちは、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

		宣	誓	者				
フリガナ								
氏 名								
フリガナ								
通称								
生年月日	年	月	日			年	月	日

(宣誓書裏面)

パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

私たちは、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓します。

宣誓者								
住所								
- フリガナ - フリガナ - フリガナ - エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
(通称:) (通称:								
<u>生年月日 年 月 日 生年月日 年 月</u>	日							
電話番号 電話番号								
確認事項(該当するものは□に✔をしてください。)								
<関係性> 双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。(要綱第2条)								
<年齢> 宣誓当日において、双方が成年に達していること。(要綱第3条)								
全直 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日								
ア 双方が市内に住所を有している。								
イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している。 ウ 双方が市内への転入を予定している。 ※宣誓日から1月を経過する前に、市内に住所を有することが分かる住民票の写 し又は住民票記載事項証明書を提出します。 <u>転入予定者</u> <u>転入予定者</u> <u>転入予定日</u> 年 月 日								
<配偶者等の有無> 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及び宣誓者以 外の者とパートナーシップにないこと。(要綱第3条)								
<近親者でないこと> 双方が、民法第734条及び第735条の規定により、婚姻をすることができないとされている関係にないこと。(要綱第3条)								
注意事項(内容をご確認いただき□に √ をしてください。)								
<証明書等の無効> 偽りその他不正な手段により宣誓証明書等の交付を受けたこと又は宣誓証明書等 を不正に使用したことが判明したときは、宣誓証明書等は無効となること。(要綱 第11条)								
<宣誓書の保存> 保存期間内に限り、宣誓証明書等の再交付ができること。(要綱第8条)								